



残暑お見舞い申し上げます

厳しい暑さが続いておりますが、皆様お健やかに過ごしてでしょうか。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

暑さ厳しき折、皆様ご健康にはくれぐれもお気をつけてくださいますよう、お祈り申し上げます。

終日通行止め及び夜間通行止め実施のお知らせ

1. 徳島道 美馬IC～井川池田IC間

維持修繕工事のため **終日通行止め**

9/28(月)朝9時～10/3(土)朝6時まで

う回路：国道192号、徳島県道12号及び高松自動車道



2. 徳島道・松山道・今治小松道・高松道・高知道

維持修繕工事・建設工事のため **夜間通行止め**

9/30(水)夜～12/19(土)朝

【実施時間】①各日夜19時～翌朝6時 ②各日夜20時～翌朝6時

E11 E32 徳島自動車道	夜間通行止め
徳島IC⇔土成IC	実施期間 10/ 5月夜 10/12月夜 10/10出朝 10/17出朝 [10夜間]
藍住IC⇔美馬IC	実施期間 10/19月夜 10/26月夜 10/24出朝 10/31出朝 [10夜間]
井川池田IC⇔川之江東JCT	11/ 4水夜 11/ 7出朝 11/ 9月夜 11/14出朝 [13夜間] 11/16月夜 11/21出朝
鳴門JCT⇔徳島IC	実施期間 11/24火夜 11/30月夜 11/28出朝 12/ 5出朝 [9夜間]
土成IC⇔美馬IC	実施期間 12/ 7月夜 12/14月夜 12/12出朝 12/19出朝 [10夜間]

E56 松山自動車道	夜間通行止め
松山IC⇔大洲北IC	実施期間 11/ 9月夜 11/16月夜 11/14出朝 11/21出朝 [10夜間]

E76 今治小松自動車道	夜間通行止め
今治湯ノ浦IC⇔いよ小松IC	実施期間 11/24火夜 11/30月夜 11/28出朝 12/ 5出朝 [9夜間]

E11 高松自動車道	夜間通行止め
大野原IC	実施期間 10/ 5月夜 *予備日 10/12(月)夜～10/15(木)朝 [2夜間] 10/10出朝 [5夜間]

E11 E56 松山自動車道	夜間通行止め
いよ西条IC	実施期間 10/19月夜 *予備日 10/26(月)夜～10/28(水)朝 [2夜間] 10/24出朝 [5夜間]
大洲南IC⇔西予宇和IC	実施期間 9/30水夜 10/3出朝 [3夜間]

E32 E56 高知自動車道	夜間通行止め
高知IC⇔須崎西IC	実施期間 10/12月夜 10/17出朝 [5夜間]
南国IC 下り線出口ランプ	実施期間 10/26月夜 *予備日 10/28(水)夜～10/29(木)朝 [1夜間] 10/28水朝 [2夜間]
大豊IC 上り線出口ランプ	実施期間 10/29水夜 *予備日 10/30(金)夜～10/31(土)朝 [1夜間] 10/30金朝 [1夜間]

①各日夜19時～翌朝6時

②各日夜20時～翌朝6時

手の消毒器「て・きれいき」の取り扱いを始めます！

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が深刻化し、国民一人ひとりの感染予防意識が高まるとともに、日々の仕事や日常生活の中で感染症に対する予防・対策が不可欠となっています。

そこでこの度、当組合では来月9月までの期間限定で、手の消毒器「て・きれいき」(自動手指消毒器)の取り扱いを始めることになりました。組合員である「サンデン・リテールシステム株式会社」様との提携により、**組合員様特別価格**でご購入いただけます。

感染予防・対策が必要な状況は長期化するとされている昨今、企業における感染症対策の実施に是非お役立てください。

<当組合おすすめポイント>

◎日本製・耐久性あり

- ・「て・きれいき」適合のボトル消毒液ならば、保証期間中は無料修理(1年間)

◎消毒液交換用ボトルの安定供給

- ・消毒液交換用ボトルを安定して供給可能
- ・本体にボトル1本(1,000ml)付き

◎接触感染リスクの低減

- ・赤外線センサーが感知し機材に触れずに噴霧
- ・お手入れ簡単、本体の拭き掃除のみ

◎ランニングコストの削減

- ・プッシュ式に比べて安定した少量噴射(0.75ml)
- ・噴霧量を5段階で設定可能(0.75、1、2、3、4ml)
- ・電源不要、乾電池式
- ・使用回数はボトル補給後1本で約1,000回／約半年間(使用人数等による)



- | | |
|-------|--------------------|
| ・外形寸法 | 幅153×奥行173×高さ297mm |
| ・製品質量 | 1.5kg(電池除く) |
| ・電池 | 単2乾電池4個(付属) |



当組合事務所でも「て・きれいき」を導入し、使用しています。消毒液は適量が噴射され手触りがサラツとしていて、店舗等の出入り口でよく見かけるプッシュ式に比べて安心・快適にご利用いただけます。詳細につきましては、組合へお問い合わせください。



<お問い合わせ先>
協同組合フリーネットワーク

いいな くみあい
0120-117-931

技能実習の「養成講習」受講のお願いについて

外国人技能実習制度における実習実施者は、技能実習を行わせる事業所ごとに「技能実習責任者」を選任し、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した養成講習機関によって実施される「養成講習」を受講しなければなりません。「技能実習責任者」で未受講の方について設けられていた経過措置が令和2年3月31日をもって終了し、令和2年4月1日以降は法令上、受講義務となりました。

未受講の方及び3年で更新される方は、「養成講習」を受講していただく必要があります。講習受講歴をご確認の上、各養成講習機関に受講の申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

「技能実習指導員」及び「生活指導員」については、「養成講習」の受講義務はありませんが、その講習受講歴が、優良な実習実施者の配点基準に含まれています。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点からも、「養成講習」を受講することが望まれます。「技能実習責任者」の「養成講習」の受講と合わせてご検討ください。

技能検定試験の様子です

技能実習の目標達成に向けて、技能検定試験の実技試験を受検しました。新型コロナウイルス感染症の影響で技能検定試験等の日程が延期となる事態が発生していましたが、現在では、感染症拡大防止のための対策を徹底した上で実施が再開されています。



工業包装職種(随時3級)



パン製造職種(随時2級)



とび職種(随時3級)



鉄工職種(随時3級)